

伊方3号差し止め却下

新基準「不合理でない」

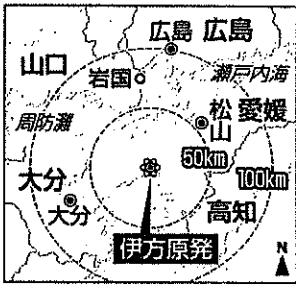
広島地裁

- 決定骨子**
- 原発の新規制基準の内容が不合理だとはいえない
 - 四国電力は詳細な地盤構造などの調査を行い、安全性の基準となる地震の揺れや津波の規模を適正に定めている
 - これら新基準に適合する原子力規制委員会の判断にも不合理な点はない
 - 四国電は伊方原発の安全性を一定程度立証しており、住民らの人格権侵害の恐れはない

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の運転を差し止めるよう瀬戸内海を挟んだ広島県の住民らが申し立てた仮処分について、広島地裁は30日、却下する決定をした。住民側は広島高裁に即時抗告する方針。

高浜に続き住民敗訴

同様の仮処分では、大阪高裁も28日、関西電力高浜原発3、4号機の運転を差し止めていた昨年3月の大津地裁決定を取り消しており、住民側には再び厳しい判断となった。



吉岡茂之裁判長は東京電力福島第1原発事故後に策定された原発の新規制基準について、教訓を踏まえ最新の知見を反映しているとして「不合理とは言えない」と指摘。四国電は、安全の基準となる地震の揺れや津波を詳細な地盤調査をした上で不確かさも考慮しており、適正だと判断した。その上で「住民が放射線被ばくにより重大な被害を受ける具体的な危険はない」と結論付けた。

一方、四国電による地震想定合理性には慎重な検討を要する問題もあると言及。こうした問題を検証する際、地震学者や原子力規制委員会の関係者を通じて学説の状況や審査の経緯などを調べるのは、仮処分の手続きにはなじまないとした。

また、司法判断の方法とし

「事故前の判断基準」

大飯控訴審弁護団長

福井県などの住民が関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)の運転差し止めを求め、控訴審で争っている訴訟の佐藤辰弥弁護団長(65)は福井市

分申し立て却下の広島地裁決定について「東京電力福島第1原発事故前の訴訟の判断基

では九州電力川内原発1、2号機の運転差し止め請求を退けた昨年4月の福岡高裁宮崎支部の決定を挙げ「新規制基準を巡り今のところ唯一確定した高裁判断として、参照するのが相当だ」と言及。これに対し、住民側の弁護士は「裁判官の独立を放棄したに等しい」と批判した。

四国電は「安全性が確保されているとの主張が認められ、妥当な決定だ」とコメントした。住民らは伊方原発が南海トラフ巨大地震の震源域にあり、中央構造線断層帯からも約5キロ近いにもかかわらず、四国電は基準地震動を過小評価していると訴えていた。

準に従った不当な決定だ」と主張。「高浜原発に対する28日の大阪高裁決定と同様、国の審査に不合理な点がなければ原発の運転を認めるとし、原発の具体的な危険性を立証しなければならぬ住民側のハードルを高くしている」と批判した。

広島地裁決定は「地震学者や原子力規制委員会の関係者らの証人尋問を実施し、審査の

経緯などを慎重に認定する作業が不可欠だが、本案訴訟で行われるべきで仮処分手続きにはなじまない」と指摘しており、佐藤弁護団長は「大飯原発控訴審(名古屋高裁金沢支部)で4月24日に予定されている、前原子力規制委員長代理、島崎邦彦・東京大名大学教授(地震学)の証人尋問の重要性があらためて認識された」と強調した。(嶋本祥之)